

## 地方公共団体に対するアンケート調査の結果について

### アンケート方法

保健所を設置している地方公共団体 127 団体へ郵送

(都道府県 47、指定都市 13、中核市 35、その他の政令市 9、特別区 23)

### アンケート実施時期

平成 15 年 12 月～平成 16 年 1 月

### アンケート回収状況

回収率 100%

### 1. 基本的事項

#### (1) 最近 1 年間の兼務状況について

現在、保健所長が兼務している地方公共団体は 12 団体あり、23 保健所 (4.0%) であった。

また、過去 1 年以内に所長の兼務があった地方公共団体は、現在、兼務があるところを含めて 21 団体であった。

現在兼務がある地方公共団体 12 団体のうち、所長以外の医師を配置しているところは、4 団体であった。(23 保健所中、5 保健所)

兼務している場合に配慮していることとしては、平常時には隔日勤務とし、緊急時のために連絡体制や応援態勢を強化している (7 団体)、すぐに出向くことができるよう (距離等) にしている (1 団体) との回答があった。

#### (2) 保健所・本庁等の医師の数

保健所等に勤務している医師は、全国で 1,655 人であり、各地方公共団体あたりの人数は、都道府県では 21.4 人、指定都市で 29.3 人、中核市で 3.0 人、その他の政令市で 2.8 人、特別区で 5.9 人であった。

#### 保健所・本庁等に勤務している医師数 (人)

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	計
都道府県	28 (9)	166 (74)	361 (214)	323 (208)	128 (88)	1,006 (593)
指定都市	8 (3)	84 (35)	139 (55)	119 (55)	32 (12)	382 (160)
中核市	1 (1)	14 (9)	44 (32)	34 (22)	13 (12)	106 (76)
その他政令市	0 (0)	3 (3)	6 (5)	9 (8)	7 (4)	25 (20)
特別区	2 (2)	29 (23)	46 (31)	43 (29)	16 (13)	136 (98)
計	39 (15)	296 (144)	596 (337)	528 (322)	196 (129)	1,655 (947)

( )内は保健所に配置されている医師数の再掲

## 2. 検討の方向性

「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」のために求められる保健所長の資格要件を検討するうえで、検討の方向を次のようにすることについて、どのように評価されますか。

### 検討の方向

- (1) 国民の利益の観点にたち「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」のために最も高い水準の保健所長を確保することを目指す。そのために必要な資格要件を設定する。
- (2) その様な資格要件を満たす者を確保するために地方自治体、国等は最大限の努力を払う。
- (3) 現行制度における資格要件の下で保健所の果たしてきた役割、実績の評価を踏まえる。
- (4) 現行資格要件変更の是非と妥当性を検討するにあたっては、変更を必要とすると具体的理由と上記(1) - (3)を勘案する。併せて、組織運営の効率性、今後の社会環境の変化の予測、都市と地方の格差等についても参酌する。

ア. 検討の方向として妥当である → 86.6% (110/127団体)

イ. 検討の方向として妥当ではない → 13.4% (17/127団体)

### 【イに対する理由及び代案】

#### (1) について

- ・ 最高水準の保健所長の確保のために必要な資格要件ではなく、最高水準の保健所の機能の確保のために、その長たる保健所長に必要な能力、資質を検討すべきであると考える。(他1件)
- ・ 「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」のために最も高い水準の保健所長の確保を目指すことについて異論はないが、それを直ちに資格要件の設定に結びつけることは妥当ではない。また、保健所長の資格要件の設定の問題は、保健所の機能及び保健所長の役割を踏まえて検討する必要がある。
- ・ 今回の検討の方向では、地方の自主性の拡大を論点からはずしているが、地域における保健所の役割は、地方の意見を基に決定するものであり、全国一律に資格要件を定めるべきものではない。保健所長は、地域の実情に応じた相応しい人物を選任するべきであり、必要な資格要件をもって選任するものではない。

#### (2) について

- ・ そのような努力を払った上で、なお確保できない場合に、どのようにすることが最善かについても検討の方向に含める必要があると考える。

#### (3) について

- ・ (3)は不要。これまでの実績よりも今後どうあるべきかを重視すべきであるから
- ・ 保健所の果たしてきた役割、実績の評価が保健所長医師資格要件によるものかどうかは、明確とは言えないため。

#### (4) について

- ・「併せて、」以前の部分については不要である。
- (全体について)
- ・「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」は組織としての保健所の果たすべき機能であり、当該組織の長である保健所長の役割とは密接に関係するものではあるが、完全にイコールではない。組織の長としての保健所長の役割に焦点を当て、その役割に求められる専門性をどこまで求めるのかという観点から検討すべきではないかと考える。(他2件)
  - ・地方自治の本旨に従い、中央省庁主導の縦割りの画一的な行政システムを、住民主導の個性的で総合的な行政システムへと転換を図り、その結果として、地方公共団体の自己決定、自己責任というものを確立していく枠組みの中で、保健所の機能、保健所長の資格要件の在り方を議論することを大前提とすることが必要である。 (代案) 検討の方向 (1) 地域住民の利益の観点に立った「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」は、いかにあるべきかの観点から検討する。 (2) その観点から、保健所のあり方及び保健所長の資格要件について検討する。 (3) 具体的には、地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保は、第一義的に地域住民により身近な地方自治体が担うことが望ましいことから、個々の地方自治体が最もその地域の実情に適ったシステムを構築することを踏まえ、その上で、そのシステムに最も適った保健所長の資格要件とはどのようなものかについて検討する。 (4) その際には、今後の社会環境の変化の予測、都市と地方の格差等についても参酌する。
  - ・保健所長に必要な資格要件を前提とした検討方向となっているが、むしろ保健所に必要な機能、職種(資格)など、総合的に検討すべきではないかと考える。
  - ・(1) 国民の利益の観点にたち「地域住民の保健の保持及び増進並びに安全の確保」のために最も高い水準の保健所長を確保することを目指す。 (2) そのためには、組織の長として、保健所に特有な専門的知見と、関係機関との連携・調整及び、リスクマネジメント能力、組織経営能力に優れた人材が必要とされるところである。 (3) このような観点に基づき、現行資格要件変更の是非と妥当性を検討すべきと考える。
  - ・健康のみならず近年災害や環境など幅広い対応が必要となっている。・保健所も一つの組織体。その長には何よりもマネージメント能力が要求される。・どこでもパーカーフェクトな医師が確保できるわけではない。得られる人材を適材適所で活用することが必要。・参酌事項は医師にすべきという観念になっている。・どうすれば組織が有効に機能するかという観点で考えるべき。
  - ・保健所長の医師資格要件の変更は、最初から論すべき問題ではなく、保健所として危機管理を含む「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」を遂行するに当たり、保健所長に求められる資格要件は何なのかゼロから検討すべきである。その結果保健所長に必要な資格要件として医師資格があるべきかどうか論すべきであると考える。
  - ・検討の方向として、保健・医療・福祉の一体的な運営を視野に入れた項目を明確にする方がいい。
  - ・保健所長の資格要件を狭く、小さく検討されている印象を受ける。
  - ・地方公共団体の自己決定・自己責任を確立するためには、行政庁の長である保健所長に、医師資格という必置規制を加えることは妥当ではない。検討の方向性として、専門技術的要件を前

提とした検討の方向性は妥当でない。

### 3. 資格要件の考え方

保健所長は次の3つの資格と職務遂行に必要な要件を備えた者である必要があると考えていますが、どう評価されますか。

- ① SARS、O157等の健康危機発生等の緊急時に、組織の長として瞬時に的確な判断及び意思決定をするために必要な専門的知識を有する医師資格保有者またはこれと同等な者
- ② 地域の保健、医療、福祉の状態を把握し、保健所として果たすべき適切な役割を企画及び指導することができるだけの公衆衛生の実務経験を有するか教育を受けた者
- ③ 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、臨床検査技師、衛生検査技師、診療放射線技師、栄養士等の多くの職種からなる保健所組織全体を統括指導し(平時の部内の組織管理能力)、地域の医療、保健衛生をはじめとした多様な関係者との意志疎通を行い良好な調整、協力体制を構築し(平時の部外の調整能力)、さらにSARS、O157等の健康危機発生等の緊急時に的確に組織を管理、運営できる(緊急時の組織管理能力)組織管理能力を有する者

ア. 資格要件の考え方として妥当である → 77.2% (98/127団体)

イ. 資格要件の考え方として妥当ではない → 20.5% (26/127団体)

無回答 → 2.4% (3/127団体)

#### 【イに対する理由及び代案】

- ・スタッフとしての医師が確保されれば、所長の技術的資格要件は必要ない。的確な判断及び意思決定のできる人材が確保できれば良い。(他4件)
- ・①、②の資格要件は、概ね医師資格を条件としていると考えられるので、要件とすべきではない。(他2件)
- ・保健所は地域医師会等の専門機関と密接な関係があり、又、保健所が担うべき業務から勘案して、保健所長は公衆衛生に精通した医師が最適であると考えている。上記の①については「またはこれと同等の者」を除くべきと考える。(他2件)
- ・①について保健所長の医師資格については、保健所に医師は必須であるが、保健所長には、医師も含め公衆衛生行政に精通した者を充てるという選択肢も認めるべきではないかと考える。
- ・保健所業務の水準の維持は、所長個人の能力の拠りどころにすべきものというよりも、保健所組織として対処すべきものであり、必ずしも所長が医師である必要はないと考える。したがって、保健所長の資格要件としては、業務を遂行するための適切な組織運営能力を有する者とし、地域の実情に応じた選任を可能にすべきである。
- ・上記①～③を全て具備しなければならないとすれば、現在の資格要件により緩和されるとは思えず、現状と同様に保健所長の人材確保が困難になることが予想される。<代案>保健所長の要件については、「論点整理メモ」の保健所長に求められる能力(4点)を具備し、保健所の業務

が円滑に遂行できることが担保されればよいと考える。なお、その場合でも医師は保健所に必置とすべきである。

- ・ 保健所長は、①にある「緊急時に～必要な専門知識を有する」者である必要があることは論を待たないが、医師の資格を保有しているというだけで直ちにこの要件を満たしているといえるかは議論が必要。また「これと同等な者」についてどのような評価基準で「同等」と判断するのかが明らかでないと、要件として妥当かどうか判断できない。
- ・ 医師資格要件に廃止の理由の一つとして組織管理能力に長けた人物を所長とする場合に医師資格要件が支障となることがあったように思われる。にもかかわらず、医師資格要件に加えて組織管理能力を保健所長の要件とすることは適切でないように思われる。またどの機関の長にも組織管理能力が求められるので、ことさら当該能力を保健所長の要件とすることは疑問である。
- ・ 原案の資格要件の考え方は、地域保健法の規定における地方自治体の長による保健所長への一定事項の委任を前提とした考え方であるように思われる。しかしながら、地方自治体の長による保健所長への一定業務の委任の有無については、地方自治体の長に裁量権があると考えている。従って、保健所の機能のあり方には、独立型の保健所から県庁主導型の保健所まで幅広くあり得、どのようなあり方で行うかについては、地域の特性や実情に基づいた地方自治体の判断に委ねられるべきであると考える。具体的には、保健所長に原案のような資格要件を持たせた保健所だけではなく、地域の状況にあっては、必要な専門的知識を有した医師や公衆衛生の実務経験を有するかそれらについて教育を受けた者を必要数擁した保健所組織において、行政的な組織管理能力に優れた保健所長を有する場合にも、保健所の機能は健康危機管理時を含めて十分機能すると思料する。
- ・ 保健所長として職務遂行に必要な要件の評価としては、①保健・医療・福祉の総合的・一体的な業務推進が図られる中で、幅広い行政分野に精通した者 ②健康危機発生時等において、単に保健医療分野にとどまることなく、関係機関との連携・調整及び判断について、迅速・的確な対応が求められることから、リスクマネジメント能力、組織経営能力（平時・緊急時を含む）に優れた者 ③地域の保健、医療、福祉の状態を把握し、保健所として果たすべき適切な役割を企画及び指導することができるだけの公衆衛生の実務経験を有するか教育を受けた者 であると考えている。
- ・ ②について下線部分を削除するか、最後の「教育を受けた者」を「教育を受けた者と同等な者」とする。
- ・ ① →保健所に、できれば課長クラスの医師が配置され、適切なサポートが確約されれば、その意思を踏まえて所長が判断すればよく、必ずしも意思資格は必要ではない。 ② →公衆衛生に関する一定の知識、経験は不可欠と考える。 ③ →②の能力・経験と、組織管理能力があれば医師でなくても対応可能と考える。
- ・ ①「・・・瞬時に的確な判断及び意思決定を行う能力と有する者」とする。 ② 「・・・企画及び指導する能力を有する者」とする。（理由）現在、自治体では、保健、医療、福祉の連携の下で最適なサービスを総合的に提供しうる体制を築くため、保健部局及び福祉部局等の統合も含めた組織の再編を進めているところであり、保健所長についても、組織の長として、保健医療

に留まらない幅広い見識と、高度な調整力、組織運営能力等が求められている。保健所長の資格要件設定については、保健所長において意思の専門性が的確に發揮される体制の確保を前提に、医師以外からも幅広く人材を登用しうる可能性を持たせるべきと考える。

- ・組織に求められる機能と、当該組織の長に求められる能力を分けて考えるとともに、必要不可欠な能力と代替可能な能力についても分けて考える必要があるのではないか。
- ・①について『「瞬時に」判断や意思決定をする』というのは『独断』ということになろう。組織の意思決定に果たす保健所長としての役割を理解し、実行できる者が必要でそれは医師とは限らないと考える。
- ・(1)地方自治法、地方公務員法等、地方公共団体の運営に関連する諸法規を理解し、遵守できる者 (2)②関連するが、疫学、推計学等に基づく社会病理的分析能力を有する者 を附加すべきと考えます。

#### 【無回答】

- ・概ね妥当であると考えるが、①について「専門知識を有する医師資格保有者またはこれと同等な者」とするのであれば「専門知識を有する者」で良いのではないか。
- ・①健康危機発生等の緊急時における組織の長として瞬時に的確な判断をして意思決定する能力は不可欠な要件であるが、組織の長として専門的知識を有する医師資格（又はこれと同等な者）を不可欠な要件であると規制する必要はない。 ②公衆衛生の実務経験者（又は教育を受けた者）をもって、保健医療福祉に係る地域の状態把握や公衆衛生に係る企画指導の能力を有する者を保健所長とするという枠組みは適当である。 ③多くの技術職からなる組織管理能力、地域の医療保健関係者との調整能力、緊急時の組織管理能力は、保健所長として不可欠な要件である。
- ・①、②を果たす能力のある医師が、配置されていれば、かならずしも保健所長は医師である必要はない。 的確な判断を活かし、組織を機能させ得る者が保健所長として配置されるべきである。

#### 4. 制度の問題点

(1) 貴自治体の保健所は過去及び現在を通じて、その役割を果たしてきたと評価できますか。

- |              |                    |
|--------------|--------------------|
| ア. 評価できる     | → 64.5% (82/127団体) |
| イ. 相当程度評価できる | → 35.4% (45/127団体) |
| ウ. あまり評価できない | → 0.0% (0/127団体)   |
| エ. 評価できない    | → 0.0% (0/127団体)   |

#### 【理由】

(ア. について)

- ・行政の最前線にあって住民の健康危機管理に的確に対応するとともに、地域と一体となって保健医療計画等を作成し、その実現に向け支援を行っている。
- ・過去については、特に戦後の荒廃期の中で果たしてきた役割については大いに評価ができるが、

時代の変遷と共に保健所の役割が変化してきたとはいえ、今でも地域における健康の保持増進及び安全の確保について、その役割を果たしている。

- ・ 感染症対策、健康増進、生活環境衛生等の地域住民の保健水準の向上、健康づくりのための地域組織育成、難病患者対策等の地域ケア、精神保健やエイズ対策等の地域保健活動に取り組むとともに、食品衛生上の試験・検査等に対する地域の専門的技術拠点としての役割も果たしてきている。
- ・ 全国にさきがけ、保健・医療・福祉の連携の重要性に着目し、その推進を目的として昭和63年に全ての保健所に保健福祉推進室を設置、また、子どもの虐待予防、O-157やダイオキシン等の健康危機への対応など、時代のニーズをいち早くキャッチした先駆的な取り組みを行い、成果を上げてきた。
- ・ 公衆衛生の向上に寄付してきた。
- ・ 地域の保健衛生の向上等に向けて果たした役割は大きく、また変化する健康課題や生活環境問題等へも柔軟に対応しており、その活動は評価できる。
- ・ 保健所の組織が評価されてきたと考えている。
- ・ 戦後、結核・感染症対策や精神保健・母子保健、健康づくり等、公衆衛生の向上に貢献してきた。
- ・ 地域保健法（平成6年改正）の規定に基づき平成9年度から1保健所10保健センター体制をとっている。1箇所に集約された保健所において地域保健法に掲げる保健所業務及び新たな社会的背景の中で期待される健康危機管理などに対応している。
- ・ 保健・医療サービスの提供、健康危機管理、医療監視や食品検査等を通じた市民の安全確保に努めており、専門的な役割を十分果たしてきたものと評価できる。
- ・ 疾病対策、啓発活動、予防接種、各種健診等市民の健康づくりから生活衛生の確保まで幅広い役割を果たしている。
- ・ 保健所は、疾病予防から母子保健、近年は精神保健や健康づくりの拠点として、また、健康危機管理の市民に対する最前線で地域の保健所長を核として、幅広い行政ニーズに対応している。
- ・ 保健所は住民に対する保健サービスの中心的な役割を果たしており、また結核、HIV、SARS、食中毒、院内感染などの危機管理にも適切に対応してきた。現在も色々な新たな課題に対して前向きに取り組み機能強化に努力している。
- ・ 平成11年4月、中核市への移行と同時に、保健所を開設。市民の健康教育の推進及び感染症・疾病予防対策等の指導等に健康の拠点として、その役割を十分果たしてきた。
- ・ 結核、感染症対策において、感染の拡大を確実に抑え込んでいるなど、事件の拡大の抑制に役立っている。
- ・ 疾病の予防、健康の増進、環境衛生など公衆衛生行政の専門的・技術的拠点として種々の施策・事業を行っているため
- ・ 保健所の役割は、その歴史的経過の中で変化はあったが、つまるところは住民の生命の安全の確保と健康の保持と増進を図ることであり、当市の保健所は各時代を通じてその役割を十分果たしてきたと考える。

- ・ 心の病の精神保健対策、結核やO157更にSARS等の感染症対策及び食中毒防止の食品衛生対策、医師・薬務などの業務をまた、市町村業務として住民の健康づくり施策の推進、母子保健、予防接種、公害健康被害補償及び葬斎場の管理運営などの保健・衛生サービス業務を教育委員会や福祉部門との連絡をとりながら市民サービスに努めている。また、実習生の受け入れなど地域における保健福祉医療分野の人材育成にも貢献している。
- ・ 高度先進医療地域ではあるが、健康づくり予防医学、生活衛生分野等、住民に密着した公衆衛生活動を行ってきた。
- ・ 保健所行政は、歴代保健所長の下で管理組織及び各種専門技術員組織の機能を最大限効率的に発揮させて地域保健衛生等の推進に努めているほか、国、都道府県その他の保健所と連携しつつ広域に渡る統一的施策を実施し、大きな成果を上げている。

(イ. について)

- ・ 地域における生活衛生の向上、各種疾病の予防及び健康の増進等に役割を果たし、一定の成果があったと認識しているため。
- ・ 今日の公衆衛生の向上に寄与してきた点においては、一定の評価ができる。
- ・ 地域における公衆衛生行政の拠点として、保健所が果たしてきた役割は相当大きいものと評価できる。しかしながら市町村に対する支援が充分に出来たかどうか、またその能力が充分にあるのかどうかが疑問が残る部分である。
- ・ 阪神・淡路大震災時において、保健所として、いち早く救護活動を行い、感染症対策や当時一般的でなかった「心のケア」の必要性について全国的に情報発信できた。但し、この点に関しては、本庁の指導による部分が大きく影響している。
- ・ 健康危機の未然防止のための監視指導業務、対人保健サービスの提供、健康危機事案発生時の緊急対応の各面において、概ね適切に対応されてきたため。
- ・ 地域住民の健康の維持・増進、健康危機管理発生の未然防止、感染症・食中毒等発生時における被害の拡大防止等の面で、適切な役割を果たしてきたと考えられる。
- ・ H9年度までは、保健所の保健師等を中心として、市町村の健康課題等の解決に向けて共に取り組んできた。現在も広域的視野に立って市町村ニーズの把握や対応策の検討、種々の計画策定等、市町村支援に取り組んでいる。
- ・ 所としては、一定、役割を果たしていたと評価している。
- ・ 保健所は、地域の保健衛生を推進するための中核的存在として重要な役割を果たしてきており、地域住民の日常的な健康づくりから感染症・食中毒等の危機管理など住民の健康を守る拠点として一定の成果を上げてきたと考える。
- ・ 母子保健、老人保健、結核対策、感染症対策など保健・衛生施策全般において役割を果たしてきたと評価している。特に、健康危機管理においては、市独自の指針・要領・マニュアル等を作成し、また、健康日本21の地方版を策定して地域での健康づくりを推進するなどは評価できる。
- ・ 理念としては目指してきたが、時に経験の浅いものが所長にならざるを得ないこともあった。そのような時には組織力でカバーしてきた。
- ・ 中核市移行に伴い平成10年度からスタートした保健所である。県から多数の職員の派遣を受

け、様々な課題を抱えて保健所業務に取り組んできたが大きなトラブルもなく対処してきており、現在も対処できていると考えている。

- ・ 平成7年1月の阪神大震災時の県保健所の対応及び平成12年4月以降の保健所の食中毒や感染症発生時の対応並びに医療関係団体との連携等において、相当程度評価できる。
- ・ 対人、対物の保健衛生サービスを実施してきており、生活習慣病の予防や感染症の予防さらには食品等の安全衛生の普及等については担当程度の成果があがってきている。
- ・ 地域保健法の成立や、民間の検診機関検査機関の発達等によるものであり、かつ科学技術の進歩など時代の進展に対応し、その役割を果たしてきた。
- ・ 住民の健康を守るという観点から、時代の流れに即した事業展開がなされてきているという点は評価できる。ただ、地域保健法の改正を受け、保健所機能の強化に取り組んできていればいるが、まだ、十分な成果があがっていない。

(2) 貴自治体において、医師が所長であることが保健所の業務と質を高く保ち、住民や関係者から信頼を得ることに貢献してきたと思いますか。

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ア. 貢献してきた     | → 55.9% (71/127団体) |
| イ. 相当程度貢献してきた | → 37.8% (48/127団体) |
| ウ. あまり貢献していない | → 3.1% (4/127団体)   |
| エ. 貢献していない    | → 0.0% (0/127団体)   |
| 無回答           | → 3.1% (4/127団体)   |

#### 【理由】

(ア. について)

- ・ 所属の長として、組織が行う業務の質を高く保つことは不可欠なことである。
- ・ ①保健危機発生時に医学的知識をもって迅速、的確な対応を行っている。②地域の医療関係者等との調整につき、医学的知識をもって、迅速・的確に対応している。③保健所が提供する各種保健サービスの企画にあたり、医学的知識に基づき組織の長として、的確な判断を行ってきている。
- ・ 医師が所長であることにより、医学的な判断が速やかになされる。また地域の医師会、病院に対する指導や調整が医師以外の職種では困難なことが多いと考えられる。
- ・ 医師である保健所長がその高度な専門知識と経験に基づき、地域のニーズに適った保健サービスを企画・展開するとともに、地域の健康に対する課題解決に向け、地域の保健・福祉・医療の連携を図るため、関係機関との調整を行うなどに努めてきた。
- ・ 戦後、医療機関が充実していないなか、結核・感染症対策や健康相談業務等、地域住民のニーズに沿ったサービスを展開してきた。最近では、O157、SARS等、健康危機管理対策において、迅速かつ的確な対応をとることにより、住民の安心と信頼を得ている。
- ・ 医師である保健所長の指揮の下、保健所への医師の複数配置により、保健所の質を保持するこ

とが可能であり、住民の信頼、関係機関との連携・協力を得るために、保健所長が医師であることは不可欠であった。

- ・保健事業の企画、運営、特に感染症対策、健康危機管理において医学的見地からの確な判断を下すことが出来、関係者からの信頼を得ることに十分に貢献してきたと考える。
- ・保健所長が医師であることで住民や医師会などから専門機関としての認知を得ることが出来てきた面は大きいと考える。現保健所長もここ4年間、医師会など関係者との調整、各保健センター長への情報提供、議会対応、担当者などへのジョブトレーニングを意識した助言など精力的に保健所の評価を高めるべく尽力している。
- ・健康や感染症対策などにおいて、一言一言の言動が住民や関係者に影響を与えていたから。
- ・医師という専門的立場で適切な指導助言が行われているため
- ・感染症や食中毒事件の発生時における対応、医療機関等への監視、指導、痴呆、難病、精神疾患患者等への支援、母子保健計画や健康づくり計画の策定やその実施、高齢者障害者支援計画策定過程での助言等において、保健所長は中心的役割を果たすとともに、地域医療関係者、町会組織関係者等との良好な協力体制を築いている。
- ・一般住民等は「高度に専門性をもつ医師が所長でいるということで、保健所業務に安心感をもっている。」という声をよく聞いている
- ・地域の医療関係（医師会、歯科医師会、薬剤師会、大学病院、中核病院）保健衛生関係（食品衛生、環境衛生）関係から信頼を得てきた。・保健衛生部長と保健所長が兼務することにより、保健所長の仕事もよくみえ、リーダーシップも発揮でき大いに活躍できる。
- ・従来、医師である保健所長が、その医学的知識と公衆衛生学的知識に基づき判断、方針決定及び指示を行ってきたことは、特に保健医療分野の業務遂行において、質の高い実務を遂行する上で必要不可欠なものである。これと同等の執務を医師以外の者に代替させることは知識習得の困難性も併せて、きわめて難しいと考える。また、医師である保健所長が、住民や関係者及び職員に与える安心感・説得力は他の技術職員の追随を許さない、ゆるぎないところである。

#### （イ. について）

- ・医学的知識及び公衆衛生学的知識に基づく判断、方針決定等が行われているため。
- ・所長の個人的な資質によるところが大きいが、感染症・食中毒発生時や、医師会等関係団体の対応において、副所長級が相当程度補佐している実態にある。また「保健所長の職務の在り方に関する検討会」において、所長が医師でなければ対応できない意見が見られるが、実態は本庁や地方衛生研究所が相当程度サポートしていることを知っていただきたい。
- ・多数の医療関係職種を束ねる者として最適であった。
- ・健康危機の未然防止のための監視指導業務、対人保健サービスの提供、健康危機事案発生時の各面において、概ね適切に対応してきた。また、本件に関して県医師会から保健所長の医師配置堅持の要望が提出されていることからも伺われるとおり、医師会等医療関係者・機関の信頼構築には、所長が医師であることが相当程度貢献してきたと考えられる。
- ・結核・感染症対策及び直接的対人サービス等において、医師としての役割・機能を活かしてきただが、今後、福祉との統合や総合出先機関との統合等が想定されるところであり、より一層の

幅広い対応や組織管理能力が求められる。

- ・ 医師の専門性は、地域保健の確保の面で、重要な役割を果たしてきたと考える。
- ・ 所長、個人の資質による。(貢献していた人もいれば、そうでない人もいる)
- ・ 保健所長が医師であることが保健所の業務と質を高く保ち、住民や関係者から信頼を得ることに貢献してきたと同時に薬剤師や保健師等多くの職種からなる保健所組織全体として、問3で記載している成果や役割が担われてきたと考える。
- ・ 業務を運営していく上で、医師としての専門的な知識や技術を十分に発揮しており、的確な判断の下、保健所の運営が行われてきたことから、市民の信頼性確保・向上に寄与してきたものと考えている。また、地域の医師会等の医療関係機関や大学の医療関係者等との間においても、所長が医師であることにより良好な関係が築かれており、業務の円滑な推進が図られてきた。
- ・ 個人差はあるが、医師として、多職種のとりまとめ、関係機関との連携に努め、保健所業務を推進してきている。
- ・ 特に健康危機発生時においては、医学的な知識に基づいた正確かつ迅速な判断及び業界、住民の説得を前提とした衛生措置が必要であり、また結核対策における臨床的疫学的判断能力や精神保健推進対策における患者の病状等をきちんと踏まえた制限的措置の行使などの面で決定権をもつ所属長である保健所長が医師であることで相当の貢献をしていると考える。
- ・ 平成10年度からスタートし、6年目になるが、その間、都道府県から延べ4人の所長の派遣を受け業務を行ってきたが、住民及び関係者から信頼を得ることに一定の貢献はあったと考えている。
- ・ 医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係団体の信頼と協力を得ることに、相当程度貢献してきた。
- ・ 保健所では所長が医師資格を有するのみであり、所内の専門職をはじめとするスタッフに対する医学的・専門的見地からの指導・調整、また、管内の医療関係組織との連携・協力や住民に対する専門的保健サービスなどに保健所長が医師であることに貢献してきたということはできる。
- ・ 全体としては、貢献してきた。医師の資格はあるものの、公衆衛生や行政運営が理解できない所長が存在した時期は、一般的に信頼を失ったことがあった。
- ・ 保健所長の資質で業績の成果は変わってくるが、おおむね、貢献してきていると評価できる。ただし、医師でなければそうした業績があげられないか否か検証のしようがない。
- ・ 医師個人の資質に依るところが大きい。

(ウ. について)

- ・ 保健所は地域住民から一定の評価を受けてきたし、また信頼もされてきたが、それは保健所長が医師であったためというよりも、保健所の各職員がそれぞれ対人関係を含め住民への健康サービスに努めて来た結果である。所長の医師としての資格要件によって貢献してきたわけではない。
- ・ 地域の公衆衛生の向上に寄与してきたのは、保健所に勤務するすべての職員の努力によるものであり、所長が医師であることが貢献しているとは言い難いと思う。